

# 教育委員会提出議案

## 第 33 号議案

豊島区文化財の登録について（文化財保護審議会への諮問）について  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 25 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

### （説 明）

豊島区文化財保護条例第 23 条第 1 項第 3 号の規定による諮問を行うため、本案を提出する。

※ 第 23 条 審議会は、委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議して、答申する。

### （資 料）

別添のとおり

## 豊島区文化財保護審議会への諮問（文化財の登録）について

### 1. 根拠法令

豊島区文化財保護条例第23条第1項第3号による

### 2. 諮問事項

#### (1) 文化財の登録

##### ①有形文化財（考古資料）

染井遺跡（ソシエ駒込第二地区）出土遺物 1件

### 3. 諮問理由

別紙「諮問書」（案）の通り

5 豊教庶発第 号  
令和 5 年 7 月 25 日

豊島区文化財保護審議会 様

豊島区教育委員会

豊島区文化財の登録について（諮問）

豊島区文化財保護条例第 23 条第 1 項第 3 号の規定により、下記の候補物件について、豊島区文化財に登録することが適当であるか諮問致します。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

【候補物件 1】有形文化財（考古資料）

染井遺跡（ソシエ駒込第二地区）出土遺物 1 件

以上

## 【登録候補物件 1】

1. 名称 染井遺跡（ソシエ駒込第二地区）出土遺物
2. 数量 出土遺物 1 件（縄文時代、弥生時代、古墳時代、中世、近世から近代の遺物）整理箱 6 箱
3. 登録種別 豊島区登録有形文化財（考古資料）
4. 所有者 豊島区
5. 管理者 豊島区教育委員会
6. 登録基準 「豊島区文化財登録・指定基準」第 1 豊島区登録文化財 1 豊島区登録有形文化財（5）考古資料ア「各時代の遺物・遺跡で学術的価値があるもの」およびイ「区の歴史上重要と認められるもの」に該当するものである。

7. 登録理由 登録する遺物は、1996（平成7）年に実施した染井遺跡の発掘調査による出土遺物である。

調査した地点は染井遺跡のうち津藩藤堂家の染井屋敷の範囲内に位置する。染井屋敷は下屋敷とその周囲の抱え地からなる六万坪を超える敷地があり、本地区は中心的な屋敷空間がある下屋敷地の一角にあたる。

発掘調査は約 500 m<sup>2</sup>を対象としており、密集する植栽痕と、複数のピット列や溝状遺構などの区画施設が発見された。ここで発見された区画施設は本地区と隣接する敷地での発掘調査でも延長線上で続きが検出されており、本地区周辺が庭園と屋敷空間の境界領域にあたることわかる。

出土した遺物は、近世の陶磁器・土器を中心とした日常生活用具、屋根瓦や壁土、釘などの建築部材とともに、縄文時代や弥生時代の土器、古代の須恵器や土師器、中世の土器、近代の陶磁器やタイルなどがある。

陶磁器はいずれも小破片で、肥前の磁器、肥前、瀬戸・美濃、京・信楽、備前、丹波などさまざまな産地の陶器があり、小破片ではあるが多様な器種が含まれる。また、16世紀後葉から17世紀初頭のかわけや内耳鍋、須恵器や土師器、縄文時代中期から後期の土器の破片が散見される。

出土した遺物は総点数 970 点余のうち 3分の2 が表土・攪乱層と近代の整地層から出土している。また、遺物がまとまって出土した遺

構はなく、遺物が小破片ばかりであることが特徴である。これは調査地点が植栽の集中する庭園であるため廃棄行為があまり行われなかったこと、植栽の植樹や抜根、整地作業が繰り返されたため近世以前の遺物が整地層に混入したことに起因すると推測される。

本地区出土遺物は、近世以降の庭園の整備やその後の土地利用により原位置を留めているものは少ないが、この地域の土地利用の過程を反映したものであるとともに、当地に近世以前の遺跡が存在した可能性を示す貴重な資料である。

8. 参考資料 『染井XXIV 東京都豊島区・染井遺跡（ソシエ駒込第二地区）の発掘調査』 豊島区教育委員会 2012年3月